

奈良県高等学校等奨学金の返還猶予制度の改正について（お知らせ）
 （※下線部分は、今回の改正された箇所です。）

返済猶予とは、下表の猶予事由に該当する場合、毎年の申請により一定期間返済を先延ばすことです。毎年、本人の申請が必要です。（自動的に継続することはありません。）

<返済猶予の猶予事由と添付証明書類一覧>

事 由	証 明 書 類	証明書類発行者	猶予期間 (毎年申請)
(1) 貸与を受けた者が学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、大学院、専修学校、各種学校又は文部科学省所管外の大学校等に在学している場合※1	在学証明書	在学学校長	在学中
入学(受験)準備中で予備校等に在学している場合等	在学証明書 又は出身学校の証明書等	在学学校長 出身学校長等	
(2) 貸与を受けた者が疾病・負傷した場合	診断書	医師	通算3年間
(3) 貸与を受けた者が災害や盗難にあった場合	り災証明書等	官公署長	通算3年間
(4) 貸与を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合又は生活保護基準相当額以下の世帯収入の場合	生活保護受給証明書又は課税証明書等の所得を証明する書類及び世帯全員の住民票	福祉事務所長又は市町村長等	該当する期間
(5) 貸与を受けた者が求職活動中にもかかわらず就労できない場合※2	雇用保険受給資格者証の写し 離職証明 ハローワークカードの写し (最近3ヶ月以内発行のもの)	職業安定所長	通算3年間
(6) 貸与を受けた者が外国に留学している場合	在学証明書等（日本語訳を添付）	在学学校長	通算3年間
(7) 貸与を受けた者が行方不明の場合※3	その事実を証明する公的書類	市町村長、その他	通算3年間
(8) その他やむを得ない事情の場合	その事実を証明する書類		通算3年間

※証明書類は、提出日の3か月以内に取得したもの

<相談・問合せ先>

奈良県教育委員会事務局
 学校支援課授業料奨学金係
 TEL 0742-27-9859（直通）
 FAX 0742-27-2985